第２号様式（第５条関係）

支払賃金報告書

（宛先）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 年 月 日

　　　　　　上尾市長

提出者（ 受注者 ・ 下請負者等 ）※いずれかに○

所在地

商号又は名称

代表者の氏名

契　　約　　名

(工事、委託業務等の名称)

【建設工事請負契約の場合】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　（円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職　種 | 最低賃金水準額  （１時間当たり）① | 支払賃金の最低額  （１時間当たり）② | 差額  ②　－　① |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

【業務委託契約又は指定管理協定の場合】　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （円）

|  |  |
| --- | --- |
| 職　種 | 支払賃金の最低額  （１時間当たり） |
|  |  |

・この報告書は、工事完成通知書又は業務完了報告書とともに市に提出してください。

・下請負契約を締結する場合は、下請負で従事する者に支払う賃金の最低の額を支払賃金報告書に記入し、受注者（元請負）が取りまとめて提出してください。

・業務委託契約又は指定管理協定の場合は、職種欄に「業務委託」もしくは「指定管理」と記入し、「支払賃金の最低額」の欄に「○○○円」と記入してください。

＜記入に当たっての注意事項＞

１ 労働者の範囲（職種）について

(1) 本契約における工事に従事する者で、公共工事設計労務単価で区分される職種の労働者とする。

(2) 雇用形態（日雇い、短期雇用等）に関係なく、専属的に当該工事に従事する者について記入すること（現場代理人、監理技術者、主任技術者、会社役員等は含まない。）。

２ 最低賃金水準額及び支払賃金の最低額について

(1)該当する職種ごとに、下表の最低賃金水準額と労働者に支払う賃金の最低の額を記入すること。

(2)１時間当たりの支払賃金額は、次のとおり算出すること。

(基本給相当額＋基準内手当＋臨時の給与、賞与等＋実物給与)÷１か月の労務日数÷１日の実稼働時間

※基準内手当とは…扶養手当、通勤手当、地域手当、住宅手当、職場手当、技能手当、精勤手当等

■職種の区分及び最低賃金水準額【令和５年４月適用】　　　　　　　　　　　（１時間当たり：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職　　　種 | 最低賃金水準額 | 職　　　種 | 最低賃金水準額 |
| 01　特殊作業員  02　普通作業員  03　軽作業員  04　造園工  05　法面工  06　とび工  07　石工  08　ブロック工  09　電工  10　鉄筋工  11　鉄骨工  12　塗装工  13　溶接工  14　運転手（特殊）  15　運転手（一般）  16　潜かん工  17　潜かん世話役  18　さく岩工  19　トンネル特殊工  20　トンネル作業員  21　トンネル世話役  22　橋りょう特殊工  23　橋りょう塗装工  24　橋りょう世話役  25　土木一般世話役  26　高級船員 | 2,520  2,290  1,630  2,280  2,880  2,920  2,920  2,760  2,620  2,850  2,580  2,960  3,040  2,820  2,390  3,210  3,990  3,400  3,200  2,690  3,680  3,240  3,130  3,640  2,750  3,340 | 27　普通船員  28　潜水士  29　潜水連絡員  30　潜水送気員  31　山林砂防工  32　軌道工  33　型わく工  34　大工  35　左官  36　配管工  37　はつり工  38　防水工  39　板金工  40　タイル工  41　サッシ工  42　屋根ふき工  43　内装工  44　ガラス工  45　建具工  46　ダクト工  47　保温工  48　建築ブロック工  49　設備機械工  50　交通誘導警備員A  51　交通誘導警備員B | 2,650  4,390  3,290  3,220  2,900  5,360  2,740  2,760  2,860  2,460  2,730  3,160  3,060  2,320  2,870  2,610  3,010  2,870  2,460  2,590  2,510  2,920  2,540  1,680  1,490 |

※各職種の定義については、国土交通省ホームページ等を参照してください。